



埼玉県報

第 2917 号
平成 29 年(2017 年)
7 月 14 日
金曜日

目次

告示

- 予算の公表（財政課）
- 肥料の登録に関する告示（病虫害防除所）
- 肥料の登録の有効期間の更新に関する告示（病虫害防除所）
- 肥料取締法の規定による登録事項の変更に関する告示（病虫害防除所）
- 肥料の登録の失効に関する告示（病虫害防除所）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 埼玉県証紙売りさばき人の指定（出納総務課）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号に基づく道路の指定（越谷建築安全センター）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）
- 選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）

告 示

埼玉県告示第八百八号

埼玉県議会平成二十九年六月定例会において議決された平成二十九年度埼玉県一般会計補正予算（第一号）を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九十条第二項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十九年七月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

平成29年度埼玉県一般会計補正予算（第1号）

平成29年度埼玉県一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ252,811千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,864,679,811千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		159,507,243	134,404	159,641,647
	2 国庫補助金	40,950,158	134,404	41,084,562
13 繰越金		500,000	45,407	545,407
	1 繰越金	500,000	45,407	545,407
15 県債		245,357,000	73,000	245,430,000
	1 県債	245,357,000	73,000	245,430,000
歳入合計		1,864,427,000	252,811	1,864,679,811

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 労働費		5,990,195	20,000	6,010,195
	1 労政費	2,085,737	20,000	2,105,737
6 農林水産業費		23,122,614	232,811	23,355,425
	1 農業費	8,011,412	83,745	8,095,157
	3 畜産業費	1,424,027	99,863	1,523,890
	4 林業費	4,260,725	49,203	4,309,928
歳出合計		1,864,427,000	252,811	1,864,679,811

第2表 地方債補正

追 加

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
寄 居 林 業 事 務 所 施 設 整 備 事 業	24,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る時は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れられる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
秩父高原牧場 基盤整備事業	26,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る時は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	75,000		(補正前に同じ。)	

告示

埼玉県告示第八百九号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の規定により、平成二十九年三月十四日次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十九年七月十四日

埼玉県知事 上田清司

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％） その他の規格	登録の有効期限	生産業者の氏名又は 名称及び住所
埼玉県第 六九三号	乾燥菌体 肥料	彩土の輝 き	窒素全量 四・〇 りん酸全量 一・〇 含有を許される 有害成分の最 大量及びその他 の制限事項は、 公定規格のと おり	平成三十 二年三月 十三日	株式会社湖池屋 東京都板橋区成増五 丁目九番七号

告 示

埼玉県告示第八百十号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十九年七月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%） その他の規格	登録の有効期限	生産業者の氏名 又は名称及び住所
埼玉県第 五九五号 末	魚かす粉	8・0雑 魚荒かす 粉末	窒素全量 八・〇 りん酸全量 五・〇	平成三十五 年二月二十 六日	三幾飼料工業株式 会社 東京都練馬区東大 泉三丁目五番十四 号
埼玉県第 四五六号	米ぬか油 かす及び その粉末	2・0抽 出米ぬか 油かす粉 末	窒素全量 二・〇 りん酸全量 四・〇 加里全量 一・〇	平成三十五 年三月三日	株式会社岡安商店 埼玉県越谷市赤山 本町十七番地十六
埼玉県第 六六七号	乾燥菌体 肥料	メイジ乾 燥菌体肥 料	窒素全量 四・五 りん酸全量 一・〇	平成三十二 年三月十六 日	株式会社明治 東京都中央区京橋 二丁目二番一号
埼玉県第 五二一号	消石灰	顆粒消石 灰	アルカリ分 七十二・〇 と お り	平成三十五 年四月四日	秩父石灰工業株式 会社 東京都中央区新川 一丁目八番六号

埼玉県第 四七五号	生石灰	80生石 灰	アルカリ分 八十・〇	平成三十五 年四月七日	菱光石灰工業株式 会社
埼玉県第 四七六号	消石灰	65菱印 消石灰	アルカリ分 六十五・〇		東京都千代田区神 田富山町十〇番地 二
埼玉県第 四七七号	消石灰	60菱印 消石灰	アルカリ分 六十・〇		
埼玉県第 四七八号	炭酸カル シウム肥	55菱印 炭酸カル シウム肥	アルカリ分 五十五・〇 その他の制限事項 は、公定規格のと おり		
埼玉県第 四七九号	炭酸カル シウム肥	53菱印 炭酸カル シウム肥	アルカリ分 五十三・〇 その他の制限事項 は、公定規格のと おり		
埼玉県第 六八六号	混合有機 質肥料	P	窒素全量 四・〇 りん酸全量 五・〇 含有を許される有 害成分の最大量及 びその他の制限事 項は、公定規格の とおり	平成三十二 年四月七日	株式会社コバヤシ ユニオン 東京都板橋区前野 町三丁目七番四号
埼玉県第 六六八号	混合有機 質肥料	サナーグ ロス	窒素全量 一・八 りん酸全量 五・五 加里全量 三・三	平成三十二 年四月十三 日	株式会社サナ 埼玉県所沢市東所 沢和田一丁目四十 一番地の六

埼玉県第 五六七号	配合肥料	有機配合 肥料	窒素全量 一・〇 りん酸全量 一九・〇 加里全量 十二・〇	平成三十五 年七月十三 日	大東肥料株式会社 東京都江東区亀戸 六丁目四十九番十 二号
埼玉県第 六八二号	副産石灰 肥料	50副産 石灰	アルカリ分 五〇・〇 含有を許される有 害成分の最大量及 びその他の制限事 項は、公定規格の とおり	平成三十五 年六月十六 日	キューピータマゴ 株式会社 東京都調布市仙川 町二丁目五番地七
埼玉県第 六三九号	副産動物 質肥料	副産動物 質肥料1 0号	窒素全量 一〇・〇 含有を許される有 害成分の最大量及 びその他の制限事 項は、公定規格の とおり	平成三十二 年六月二十 八日	朝日工業株式会社 埼玉県児玉郡神川 町渡瀬二百二十二 番地

告示

埼玉県告示第八百一十一号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十三条第一項の規定により、同法第十六条第一項第六号の事項に変更があった旨の届出があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年七月十四日

埼玉県知事 上田清司

登録番号	埼玉県第 六八二号	肥料の種類	副産石灰肥料	変更事項	キューピータ マゴ株式会社 本社住所の変 更	変更内容	東京都調布市仙川町二丁目五番 地
登録番号	埼玉県第 六六六号	乾燥菌体肥 料	登録証の承継	変更前	変更後	変更前	変更後
				埼玉県狭山市大字上広瀬千二百 五十四 代表者 恩田 竜太	埼玉県狭山市大字上広瀬千二百 五十四 代表者 恩田 竜太	東京都千代田区丸の内二丁目五 番二号 代表者 村松 道男	東京都千代田区丸の内二丁目五 番二号 代表者 村松 道男

告示

埼玉県告示第八百十二号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条の規定により次の肥料の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十九年七月十四日

埼玉県知事 上田清司

登録番号	埼玉県第 六二三号
肥料の種類	乾燥菌体肥
肥料の名称	6・2千成乾燥 菌体肥料
保証成分量（％） その他の規格	窒素全量 六・〇 りん酸全量 二・〇 含有を許される有 害成分の最大量及 びその他の制限事 項は、公定規格の とおり
生産業者の氏名又は 名称及び住所	千成産業株式会社 埼玉県日高市原宿七 百五十三番地一

告 示

埼玉県告示第八百十三号

測量計画機関であるさいたま市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年七月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

さいたま市

二 作業種類

公共測量（さいたま市区域線測量業務（H二十九北部―一〇十四））

三 作業地域

さいたま市北部建設事務所管内

四 作業期間

平成二十九年五月十二日から平成三十年三月十六日まで

告 示

埼玉県告示第八百十四号

測量計画機関である公益社団法人埼玉県農林公社から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年七月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

公益社団法人埼玉県農林公社

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

羽生市大字神戸地内

四 作業期間

平成二十九年六月二十三日から平成二十九年十月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第八百十五号

測量計画機関であるさいたま市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年七月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

さいたま市

二 作業種類

公共測量（さいたま市区域線測量業務（H二十九南部―一〇七））

三 作業地域

さいたま市南部建設事務所管内

四 作業期間

平成二十九年五月十二日から平成三十年二月二十八日まで

告 示

埼玉県告示第八百十六号

測量計画機関である伊奈町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年七月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

伊奈町

二 作業種類

公共測量（二級基準点測量）

三 作業地域

北足立郡伊奈町全域

四 作業期間

平成二十九年七月十日から平成三十年二月二十八日まで

告 示

埼玉県告示第八百十七号

測量計画機関である坂戸市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年七月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

坂戸市

二 作業種類

街区・画地出来形確認測量原図作成

三 作業地域

坂戸市坂戸中央二日の出町土地区画整理地区

四 作業期間

平成二十九年七月十日から平成三十年三月二十三日まで

告 示

埼玉県告示第八百十八号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年七月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所

二 作業種類

公共測量 数値修正 地図情報レベル二千五百

三 作業地域

上里町

四 作業期間

平成二十九年七月三日から平成二十九年十二月八日まで

告 示

埼玉県告示第八百十九号

測量計画機関である春日部市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年七月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

春日部市

二 作業種類

北春日部駅周辺地区現況測量業務委託 公共測量（基準点測量 水準測量）

三 作業地域

春日部市梅田外一地内

四 作業期間

平成二十九年五月三十一日から平成三十年二月二十八日まで

告 示

埼玉県告示第八百二十号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十九年七月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一五―一四―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県三郷市栄四丁目七十二番一 外二十二筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 五千五百三十二・六七立方メートル

告示

埼玉県告示第八百二十一号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定により、埼玉県証紙指定売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年七月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の住所又は主たる事務所の所在地及び氏名又は名称

住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は名称
埼玉県深谷市東方町一丁目六番地十九	相馬 佑亮
埼玉県川越市大字木野目二百五十二番地五	有限会社福配

二 指定年月日

平成二十九年七月十二日

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第二十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十九年七月十四日

埼玉県越谷建築安全センター所長 渡 辺 賢 司

指定番号	第一号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	平成二十九年七月五日
指定に係る道路の位置	埼玉県八潮市大字伊勢野字助九五百六十四番十七号から埼玉県八潮市大字伊勢野字助九五百六十八番二号まで
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	六十四・五
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	六・〇

告 示

埼玉県教委告示第十九号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十九年七月十四日

埼玉県教育委員会教育長 小松 弥生

一 日時

平成二十九年七月二十日 午後一時三十分

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 公文書開示決定処分に係る審査請求事案の裁決について

ロ その他

告 示

埼玉県選挙管告示第二十五号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十九年七月十四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

一 日時 平成二十九年七月十八日 午前十時

二 場所 選挙管理委員会室

三 議題

ア 土地改良区の定款変更の認可に係る定款中総代の選挙に関する規定に関して
意見を述べることについて

イ その他